②アルハンゲルスコエ草案２

（ロシア連邦憲法委員会作業過程案。1990 年 10 月 11 日）

＊10 月 12 日開催の憲法委員会全体会議に提出

KK 資料集５巻 201-258 頁

憲法委員会作業グループおよび専門家グループの草案

議会テストおよびバリアント付

ロシア連邦憲法（基本法）

＜構成＞

前文

第１編　ロシア連邦の憲法体制の原則

1.　国家主権

2.　人民権力（主権）

3.　最高の価値としての人および人権

4.　政治的およびイデオロギー的複数主義

5.　権力分立

6.　法および憲法の最高性

7.　自由で法的な経済

8.　普遍的な福祉に向けた社会政策

9.　連邦構造（編成）の原則

10.　主権国家共同体におけるロシア連邦

11.　ロシア連邦－開かれた世界共同体の一員

12.　憲法体制の原則の安定性

第２編　人と市民の権利、自由および義務

2.1.章　総則

2.2.章　国籍

2.3.章　個人的権利

2.4.章　社会的および政治的権利

2.5.章　ロシア連邦市民の権利の保証

第３編　市民社会

3.1.　所有、労働、企業活動

3.2.　家族

3.3.　教育（養育）および文化

3.4.　マスメディア

3.5.　宗教および宗教団体

3.6.　社会団体よび政党

第４編　連邦構造

4.1.　ロシア連邦の構成と領域

4.2.　ロシア連邦の権限

4.3.　共和国および連邦管轄区域

4.4.　ロシア連邦国籍、連邦連邦構成主体およびその他の構成主体の国籍

4.5.　言語

4.6.　ロシア連邦およびそれを組織する構成主体の相互責任について
第５編　国家権力のシステム
5.1.　国家の目的および任務
＜バリアント A；議会に責任を負う政府＞
5.2.　国家権力の最高機関
5.3.　大統領
5.4.　議会（国家会議）
5.5.　政府（ロシア連邦大臣会議）
＜バリアント B；大統領－国家元首にして執行権の長）
5.2.　国家権力の最高機関
5.3.　議会（国家会議）
5.4.　大統領
5.6.　連邦選挙システム
＜バリアント１；絶対多数システム＞
＜バリアント２；比例代表システム＞
5.7.　裁判権
5.8.　地方自治
5.9.　財政および予算
5.10　国家の擁護
5.11.　非常事態
第６編　雑則
第７編　移行規定

前　　文

われわれ、この土地にあって歴史的な運命と生活を共にするロシア連邦の多民族からなる人民は、

災いと苦悩のなかにあって、正義と公正に対する明るい確信を保持し、同時にその確信をわれわれに与えてきた祖先に想いをはせつつ、

わが国の現在および未来の同朋に対する最高の責任の上に立って、

わが国における人の自由および権利と豊かな［価値ある］を承認し、

市民的平和と民族間の同意を保障し、

社会を再生し、

ロシア連邦を揺るぎない民主的国家にする決意をもって、

ここにこの憲法を採択し、これをわれわれの社会とわれわれの国家の基本法とする。

第１編　ロシア連邦の憲法体制の諸原則

第 1.1 条　国家主権

ロシア連邦は、歴史的にこの地に統合した諸民族の、主権的で、民主的かつ社会的な法治

国家である。ロシア連邦は、共和国である。それは、自国領土と国民的富に対する最高の権利を有し、その内外政策を独立して決定し、これを遂行し、その領土内で最高の効力を有する憲法および法律を制定する。

ロシア連邦の国家主権は、単一にして不可分である。

第 1.2 条 人民権力

① ロシア連邦の主権の担い手およびその国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。人民は、憲法を制定し、それを改正する排他的権利を有する。人民は、この憲法が定める形態と範囲内で、立法、執行および裁判の諸機関をとおして国家権力を行使する。

② 人民のいかなる部分も、いかなる組織または個人も、国家の権力を横奪することはできない。権力の簒奪は、もっとも重大な犯罪である。

③ ロシア連邦市民は、他の手段を取り得ない場合、民主的憲法体制および法治国家を排除しようとするすべての者に対して抵抗する権利を有する。

④ 代表制機関の選挙は、候補者の自由な推薦の下に、普通、平等、直接の選挙権に基づいて、秘密投票でこれを行う。選挙制によるあらゆる公務員の任期は、これを制限する。

第 1.3 条 最高の価値としての人および人権

① 人ならびに人の生命、名誉、尊厳および自由、人身の不可侵、自然的でかつ奪うことのできない権利は、最高の価値である。

② 人権に関する憲法の諸規定は、一般に認められた国際法の諸原則および諸規範にしたがってこれを解釈する。

③ 市民は、法律の枠内で、まずは独立して自己の権利を行使する。国家は、市民および社会に奉仕する。人および市民の権利を擁護し、保証し、民主的な憲法体制、適法性および法秩序を維持することは、国家の義務である。

第 1.4 条 政治的複数主義

① ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的複数主義に基づいてこれを実現する。

② いかなるイデオロギーも、これを公式の国家イデオロギーとすることはできない。

③ 政党、その他の団体および運動は、憲法の枠内で創設し、行動する。人種的、民族的、社会的、階級的、宗教的な敵意または憎悪を宣伝し、民主的憲法体制に対する暴力的行為およびその転覆を呼びかける政党およびその他の団体は、これを禁止する。

④ 国家機関、軍隊および軍需施設における政党の組織および活動は許されない＜バリアント：「ならびに国有企業および教育機関・養育施設」を加える＞。政党の組織またはその機関の決定は、自己の職務上の義務を履行する場合、国家機関、国家的な施設および企業またはその職員にとって義務的効力を有することができない。

第 1.5 条 権力分立

① ロシア国家は、立法、執行および裁判の権力分立＜バリアント；「および均衡」＞の原則、ならびに連邦、連邦構成主体および地方自治機関の権限の分立（区分）に基礎をおく。

② 国家＜バリアント；「および執行権」＞の元首は、大統領である。

③ 立法権は、議会＜バリアント；「国家会議」＞に属する。

④ 執行権は、議会に対して責任を負うロシア連邦政府である＜バリアント；執行権は、大統領およびその統括の下にあるロシア連邦政府がこれを行使する＞。

⑤　裁判は、裁判所のみがこれを行う。裁判権は、市民的平和、個人の権利および自由の保証人として、社会における公正と法律の勝利（優位）を保障する。

第 1.6 条　法および憲法の最高性

①　国家、そのすべての機関および公務員は、法と憲法体制に拘束される。

②　ロシア連邦憲法は、共和国の最高法規である。この憲法の規定に反するいかなる法律およびその他の法的アクトも、法的効力を有しない。法律は、権利の表現形態としてのみ存在しうる。憲法の諸規範は、直接効力を有する。

③　ロシア連邦が承認する条約および国際協定は、共和国の法律の構成部分である。

第 1.7 条　自由で法的な市場経済　　＜バリアント；社会的市場経済＞

①　経済的富は、私人、その団体および国家にこれを帰属せしめることができる。ロシア連邦における経済生活は、すべての種類、形態の所有の平等ならびに財産所有者の法律上の平等に基礎づけられる。

②　経済の原則は、自己の財産および何よりも国富を豊かにする自由な企業家、企業である。所有は、義務をともなう。経済活動の参加者は、社会的機能を果たす。財産は、人の権利、自由および尊厳に害をもたらす形でこれを利用することはできない。

③　市場、自由な経済的イニシャティヴ、競争（主義）が、経済における主要な規制要因である。国家は、経済活動の規制に参加する。

④　経済活動の自由の条件は、市民と国家、消費者と生産者、労働者と雇用者のあいだの社会的パートナーシップである。

第 1.8 条　普遍的な福祉に向けた社会政策

①　国家は、普遍的な福祉のために社会的な民主主義と公正の原則に基づいてその活動を行う。ロシア連邦の各市民の機会の平等（均等）の保障は、国家的な社会的職務のシステムの発展をとおしてこれを行う。

②　社会的領域における国家の基本的義務は、各人の創造的ポテンシャルの開花をとおして、人民のすべての層の十分な生活水準の保障のための諸条件を国内において整備することである。

③　ロシア連邦は、労働と健康を保護し、家族と子ども、障害者と高齢者について配慮し、しかるべき収入を独立して得ることができない市民に対し、所定の最低生活費を下回らない生活水準を保障する。

④　国家は、人間的な人口政策を遂行し、社会の社会・経済的および文化的発展のための必要な条件を整備し、エコロジー上の安全と合理的な自然利用を保障する。

第 1.9 条　連邦編成の原則

①　ロシア連邦には、連邦原則に基づいて、民族・領域的および領域的な単位（形成）が結合する。これらすべての単位は、同権、民族自決、および社会・経済的、政治・法的、民族・文化的な発展の道と方法の自由な選択に基づいて、ロシア連邦に加入する。

②　連邦構成主体は、その内的生活の諸問題を自ら解決し、この憲法が連邦の管轄事項としない部分において、その領域内における立法、執行および裁判にかかわるすべての全権を有する。その権限の範囲外においては、連邦の法令が連邦構成主体の法律に優位する。

③　ロシア連邦においては、すべての民族の権利が尊重される。国家は、すべての民族がその権利を実現することを支援する。

第 1.10 条 主権国家共同体におけるロシア連邦

ロシア連邦は、他の国家との条約に基づく共同体またはその他の同盟に自発的に結合することができる。その場合、ロシア連邦は、その権利の一部を共通の事項の遂行のために共同体（同盟）に委譲する。ただし、この共通の事項の実現をコントロールし、それに参加する自己の権利を留保する。ロシア連邦の主権は、不動である。ロシア連邦は、共同体（同盟）から自由に脱退する権利を保持する。

第 1.11 条 ロシア連邦−開かれた世界共同体の一員

① ロシア連邦は、その対外政策において、諸国民の権利および自由を尊重し、一般に認められた国際法の諸原則および諸規範にしたがう。それは、全人類的価値に基礎づけられた普遍的で公正な平和、およびすべての国と緊密で実務的かつ互恵の協力を希求する。ロシア連邦は、グローバルな問題の解決に積極的に参加する。

② 法の支配に基づく開かれた国際的共同体の拡大を支持する立場から、ロシア連邦は、国際組織、集団安全保障システム、国家間組織に加入し、自己の権限のしかるべき一部をこれらに委譲する。

第 1.12 条 憲法体制の原則の安定性

ロシア連邦の憲法体制の基本原則は、これを廃止することはできない。

第２編 人および市民の権利、自由および義務

第２−１章 総則

第 2.1.1 条

① 人権は、不可侵であり、これを奪われることはない。

② 何人も、人のいかなる権利を奪い、またはこの憲法および法律によらずしてその権利を制限することはできない。

③ 特定の人権の憲法および法律への列挙が、人および市民によって保護される他の権利を軽んずるために利用されることがあってはならない。

第 2.1.2 条

① ロシア連邦の市民は、その領土内において、民族的帰属、社会的出自、社会的地位または財産状態もしくは職業上の地位、居住地、言語、人種、宗教に対する態度、政治的およびその他の信条、政党帰属の別、または以前の刑罰の有無にかかわらず、権利の平等を保証される。

② 男性と女性は、平等の権利を有する。

第２−２章 国籍

第 2.2.1 条

① ロシア連邦の国籍は、法律にしたがってこれを取得し、保持し、喪失する。

② ロシア連邦の国籍の剥奪および市民の国外追放は、これを禁止する。

第 2.2.2 条

ロシア連邦の市民は、連邦の領域内および国外において、保護および庇護を保証される。

第 2.2.3 条

① ロシア連邦の国籍は、それがロシア連邦の国際的義務に反しない場合には、同時に他の国家の国籍を排除しない。

② 外国の市民および無国籍者は、法律の定める例外を除き、この憲法が定めるすべての権利を享受する。

第２－３章 個人的権利

第 2.3.1 条

各人は、生命に対する権利（生存の権利）を有する。何人も生命を奪われることはない。死刑は、個人に対するもっとも重大な犯罪の例外的な刑罰の措置として陪審裁判の判決による場合にのみこれを宣告することができる。

第 2.3.2 条

ロシア連邦においては、市民の私生活または家族生活への干渉は、これを禁止する。書簡、電話、電信およびその他の通信の秘密は、法律によってこれを保護する。

第 2.3.3 条

① 各人は、人身の自由および不可侵の権利を保証される。勾留は、もっぱら裁判所の決定に基づいてのみ、これを認める。

② 何人も、拷問または残酷なあるいは尊厳を害され、または本人の合意なしに医療または学術上の実験の対象となることはない。

第 2.3.4 条

① 住居は、不可侵である。何人も、居住者の意思に反して住居の捜査および捜索を行い、法律に定める場合にその手続によることなく、住居の不可侵を侵害する権利を有しない。住居の防御は、市民の権利である。

② 捜査令状は、裁判所の決定に基づいて、発生した刑事事件の捜査に関連する十分な証拠がある場合にこれを発行するものとする。令状には、捜索の場所および捜査対象の詳細な記述がなされる。

第 2.3.5 条

① ロシア連邦の市民は、連邦内における移転および居住地選択の自由、ならびにロシア連邦を出国し、または帰国する権利を有する。

② 移転の自由の特別の規制は、地域の特定に関してはロシア連邦議会の決定、個人の特定については裁判所の決定または判決によってのみこれを定めることができる。

第 2.3.6 条

ロシア連邦の市民は、信条の自由およびそれを自由に表明する権利を有する。何人も、その政治的、イデオロギー的およびその他の信条を市民に対して表明することを強制することはできない。

第 2.3.7 条

良心、信仰、宗教活動の自由は、ロシア連邦市民の奪われることのない権利である。

第 2.3.8 条

① ロシア連邦の市民は、民族的自己決決の自由、すなわち自己のエスニックな自意識および感情にしたがって民族的帰属を決定する権利、および民族［ﾅｰﾂｨｱ］の伝統的な呼称を用いて、自己の民族的自己決定を知らせる権利を保証される（または、そのような通告を差し控える権利を保証される）。

② 何人も、市民に対して民族的帰属の決定またはその表明を強制することはできない。

第２－４章　社会的および政治的権利

第 2.4.1 条

ロシア連邦の市民は、社会と国家の事業の管理に直接にまたはその自由に選挙した代表をとおして参加する権利を有する。この参加は、社会的自主活動および自治（自主管理）の発展、地域的または全人民的レフェレンダムおよび広範な社会的コントロールの下での国家権力機関の民主的形成によって、これを保障する。

第 2.4.2 条

①　ロシア連邦の市民は、国境の内外にかかわらず、任意の方法で任意の情報を自由に入手し、保管し、広める権利を保証される。

②　良心、名誉の保証、個人的、家族的、職業上および商業上の秘密を理由とし、ならびに法律の定めによって制限された国家秘密情報の保管を理由としたこれらの権利の行使を制限する条件は、これを法律によって定める。

第 2.4.3 条

国家機関、社会団体、公務員は、市民に対し、その権利および利益にかかわる文書、決定およびその他の資料を知る機会を保障しなければならない。

第 2.4.4 条

集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションの自由は、これを保証する。集会、大衆集会、街頭行進またはデモンストレーションの事前の届け出の拒否は、ロシア連邦の法律が定める場合にのみこれを認める。

第 2.4.5 条

団結の自由は、これを保証する。ロシア連邦の市民は、政治的性格、非政治的性格を問わず、社会団体およびその他の連合に自由に団結する権利を有する。政治的目的を志向する武装団体の設立は、これを認めない。

第 2.4.6 条

すべての人は、国家機関に個人的または集団的な請願を行う権利を有する。合法的に提出された請願は、国家機関に対しその検討を義務づけ、法律が定める場合にはしかるべき決定を採択することを義務づける。提出された請願の検討を拒否する場合は、文書でもってその理由を説明しなければならない。

第 2.4.7 条

市民は、国家的な職務（ポスト）に従事する平等の権利を有する。国家勤務員の職の候補者に求められる要件は、職務上の義務の性格にかかわるもののみとする。

第 2.4.8 条

①　すべての市民は、自由に選択し、かつ自由に契約した労働によって報酬を受け取る機会を得る権利；その能力、専門的（職業）訓練にしたがい、および社会的需要を考慮して、職業、仕事の種類および働く場所を選ぶ権利、構成で快適な労働条件、失業からの社会駅保護を求める権利、を有する。

②　強制労働は、刑法および行刑法および非常事態法の定める場合を除き、これを認めない。

第 2.4.9 条

①　労働者は、労働の量と質にふさわしく、かつその尊厳に値する生存を保障するに足る報酬

を受け取る権利を有する。労働者の報酬は、当該地域における所定の最低生活保障を下回ることはできない。

② この憲法の定める社会的権利の保障および自由で尊敬に値する労働の保証に関する雇用者の義務は、これを法律によって定める。

第 2.4.10 条

最大継続労働時間、最小限の週休、有給の定期休暇、その他の休息および雇用労働の社会的保証の権利を実現するための社会的に有用な条件は、ロシア連邦の法律によってこれを定める。

第 2.4.11 条

ロシア連邦の市民は、無償の基礎教育を保証される。基礎教育は、普通教育である。中等教育および高等教育は、これを奨励し、各人の能力に基づいてさまざまの形態でこれを受け入れる。

第 2.4.12 条

ロシア連邦の市民は、専門的な医療を受ける権利を有する。市民に必要な物的資金がない場合、国家は、この権利の行使に関する支出を補填する。この権利の保障の手続は、法律がこれを定める。

第 2.4.13 条

ロシア連邦の市民は、老齢、疾病、障がいおよび後見人の喪失の場合に物的保障を受ける権利を有する。この権利の行使の手続および条件は、法律によってこれを定める。

第 2.4.14 条

ロシア連邦の市民は、芸術的、学術的および技術的創造の自由を保障される。学術的、技術的創造、芸術的、文学的および文化的活動の領域における市民の著作権および法的利益は、不可侵であり、法律によってこれを保護し、保障する。

第 2.4.15 条

ロシア連邦の市民による権利および自由の行使は、他人の法的利益および権利を侵害してはならず、現存の憲法体制の暴力的転覆、宗教的社会的および民族的な不寛容の扇動ならびに戦争宣伝をめざすものであってはならない。

第 2.4.16 条

この憲法および共和国の法律が定める権利および自由の制限は、戒厳令および非常事態に関する法律が定める手続と範囲により改元または非常事態が導入された場合にのみ、これを認める。

第２－５章 人の権利および自由の保証

第 2.5.1 条

① 何人も、法律の定める手続によることなく、何らかの違法行為の実行につき有罪とされ、またはその責任を問われることはない。

② 何人も、同一の違法行為につき重ねてその責任を問われることはない。

第 2.5.2 条

何人も、本人、夫（妻）および近親者に不利な釈明および供述を強制されることはない。

第 2.5.3 条

ロシア連邦は、人と市民の権利および自由の裁判的保護を保証する。法律の違反または権限踰越によって市民の権利を侵害する公務員、国家機関または社会団体の行為は、これを裁判所に申し立てることができる。

第 2.5.4 条

① 被疑者または被告人の地位を悪化させる法律は、刑法または刑事訴訟法は、遡及効を有しない。何人も、その行為の実行の時に法律違反とされない行為についてその責任を問われることはない。法律違反行為の実行の後にその行為に対する責任が免除され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

② 何人も、法律に定められた手続で公表されず、ロシア連邦のすべての市民が知ることができない法律によって、有罪を宣告され、または刑罰を受けることはない。

第 2.5.5 条

ロシア連邦の市民は、裁判所の判決によることなく、追放（流刑）され、またはその他の自由を制限され、選挙権、年金、称号および国家賞の権利を奪われることはない。

第 2.5.6 条

ロシア連邦の市民は、資格のある（専門的な）法律援助を利用する権利を保証される。

第 2.5.7 条

ロシア連邦の市民は、国家機関およびその職員の職務遂行の際の違法行為に起因する財産上のまたは精神的な人損害を国家によって補償される権利を有する。

第 2.5.8 条

① 人と市民の権利および自由の遵守、その実現の条件に対する監督は、最高オンブズパーソン（最高権利擁護官）がこれを行う。

② 最高オンブズパーソンは、ロシア連邦議会によって任命され、それに対し報告義務を負い、議会の不逮捕特権を有する。最高オンブズパーソンの権限およびその行使の手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 2.5.9 条

ロシア連邦の市民は、共和国の憲法および法律を遵守しなければならない。（他人の尊厳を尊重しなければならない？）。

第 2.5.10 条

ロシア連邦の市民の武装もしくは非武装の軍勤務への徴兵手続、または非軍事のオルタナティブの職務への就業手続は、法律によってこれを定める。

第３編　市民社会

ロシア連邦は、自由で開かれた市民社会の原則を保証し、その諸関係および諸制度を擁護し、その効率的な自己組織化および発展の諸条件を整備する。

第３－１章　所有、労働、企業活動

第 3.1.1 条

① 奪われることのない自然的な私的所有の権利は、個人の利益と自由の保証であり、道徳的、合理的な財産の利用を前提とする。

② 所有は、義務をともなう。財産所有者は、その利用において社会に対して責任を負い、人

の権利、自由および尊厳、社会的富に損害をもたらすものであってならない。

第 3.1.2 条

① 財産は、これを私的所有、個人の団体による所有、公有および国家的所有とすることができる。すべての財産所有者は、法律的に同権であり、等しく法律の保護を受ける。

②財産所有者は、自己の裁量（判断）により、自己に属する財産を保有し、使用し、処分する。

③ 市民および法人は＜バリアント；「政府機関またはその他の国家機関、自治機関を含め、」＞、同じ根拠に基づいて所有の権利を獲得する。財産および相続の権利の内容および範囲は m 法律によってこれを定める。

第 3.1.3 条

財産権は、不可侵である。確実な根拠があり、証明もなされた社会的需要を理由とする財産の強制収容は、公正で完全な補償があり、法律の定める条件と手続が遵守される場合にのみこれを認める。

第 3.1.4 条

① 労働は、自由である。各人は、自己の労働力および労働能力を自由に処分することができる。

② 労働者の経済的利益の擁護、労働条件の保護および改善のために、労働団体（労働組合）は、これを自由に設立することができる。労働団体は、その成員を代表し、両当事者にとって義務的効力を有する集団的労働協約を締結することができる。いかなる労働団体も、すべての労働者を代表する独占的権利を有することはできない。国家および使用者の労働団体に対する義務は、法律によってこれを定める。

第 3.1.5 条

① 労働者と使用者の間で発生する個人的または集団的な労働紛争の解決は、法律によってこれを規制する。

② ストライキの権利はこれを認める。この権利の例外、ならびにストライキおよびロックアウトの実施の条件および手続は、法律によってこれを定める。

第 3.1.6 条

① 企業活動の自由は、これを認め、法律によって保証する。

② 企業活動（利益の獲得を目的とする独立した経済活動）の権利は、私人もしくはこの目的をもって創設される市民の団体、国有企業および地方自治機関の企業に対して、これを認める。

③ 企業家間の関係は、契約によってこれを規制する。国家は、契約の自由な締結の権利、およびその契約にかかわる紛争を裁判所で争う権利を保証する。取引締結の行政的な強制はこれを禁ずる。

④ 企業活動の手続および形態、企業家同盟の設立および活動、企業家の国家機関または地方自治機関に対する義務は、法律によってこれを定める。

第 3.1.7 条

社会および国家は、消費者の利益を擁護する。

第 3.1.8 条

競争の禁止、制限もしくは除去する目的を有し、または結果としてこうした帰結をもたらし、市場において支配的地位を悪用する独占的活動は、これを認めない。もしくは重大な制限、または不当な特典をもたらす企業活動または商業活動は、法律によりこれを告発する。市民ま

たは企業家の利益に損害をもたらす不誠実な競争は、これを認めない。

第 3.1.9 条

ロシア連邦の領域においては、外国の組織または市民の企業活動が、法律の定める条件の下でこれを行うことを認める。

第３－２章　家族

第 3.2.1 条

男性と女性は、人種、民族、宗教、社会的地位または財産状態の如何にかかわらず、結婚し、家族をなす平等の権利を有する。

第 3.2.2 条

婚姻は、結婚する両当事者の自由かつ完全な同意と当事者の同権の下でのみ、これが成立するものとする。

第 3.2.3 条

婚姻の形態、婚姻可能年齢および結婚するためのその他の条件、夫婦の権利および義務、婚姻解消の事由および手続、ならびにその停止［離婚］の結果は、法律によってこれを定める。

第 3.2.4 条

家族は、社会の基礎的で自然的な細胞であり、法律の保護の下に置かれる。社会と国家は、家族、母性および子どもを保護する。

第 3.2.5 条

①　すべての子どもは、親の出身および身分の如何を問わず、法律の前に平等である。

②　婚姻外に生れた子どもは、婚姻により生れた子どもと同等の権利を享受する。

第 3.2.6 条

親は、婚姻によりまたは婚姻外に生れた子どもが成人に達するまで、これを扶養しなければならない。親は、その子どもを養育する第１義的責任を負う。

第 3.2.7 条

①　子どもは、社会および国家の側から手厚い配慮を受ける権利を有する。

②　孤児および親の後見を失った子どもの扶養、教育および養育に関してあらゆる配慮をすることは、国家および社会全体に課せられる任務である。国家は、これらの子どもに対する慈善事業を奨励し、援助する。

第 3.2.8 条

未成年の子どもの親またはその後見人が、自己の信条にしたがって、一般に確立した基準に反しない養育および基礎教育の形態を選択する自由は、これを認める。

第 3.2.7 条

成人した子どもは、その親の世話をしなければならない。この義務を履行する条件および手続は、法律によりこれを定める。

第３－３章　教育（養育）および文化

第 3.3.1 条

文化および学術、研究および教育は自由である。社会の精神生活の領域における複数主義は、これを保障する。

第 3.3.2 条

家族、社会および国家における教育は、他人の尊厳、権利および自由を尊重する自由で道徳的な人格としての人間の形成を目的とする。教育は、すべての人に社会の教養のある文化的な成員となる機会を与えることを使命とする。

第 3.3.3 条

① 養育を行う機関および人は、社会のさまざまの社会的、民族的[ｴｽﾆｯｸ] および宗教的な集団の間あの、または世界のすべての諸国民の間の寛容、相互理解および協力の承認を促進するものでなければならない。

② 養育は、市民に対して、自然的および文化的な環境の保全に対する責任感を育てるものでなければならない。

第 3.3.4 条

国家的な教育システムは、非宗教的（世俗的）性格を有する。

第 3.3.5 条

高等教育および中等教育の機関は、自治を有する。この自治の条件および範囲は、法律によってこれを定める。

第 3.3.6 条

団体および私人は、その施設の設立および活動が法律の要請にしたがう場合、教育施設を設立し、これを管理する権利を有する。

第 3.3.7 条

社会および国家は、文化的および芸術的な遺産を維持し、保護し、文化的および学術的な創造を奨励し、文化および学術の成果の普及を促し、市民に対して文化的生活に参加しまたは学術的および文化的活動の結果を利用する機会を保障する。

第 3.3.8 条＜欠如＞

第 3.3.9 条＜欠如＞

第 3.3.10 条（オリジナルには番号なし）

① 文化および学術の機関（施設）は、自主的な組織および活動の権利を有する。この自主権の行使の形態、手続および原則は、法律によってこれを定める。

② 基礎的な学術研究は、国家がこれを保障する。

第 3.3.11 条

社会および国家は、文化、教育 просвещение および学術の領域の国際交流の拡大および発展を促進する。

第３－４章 マスメディア

第 3.4.1 条

① マスメディアは、自由である。検閲は、これを禁止する。

② マスメディアは、憲法および法律の規範の侵害に対してその責任を負う。

第 3.4.2 条

国家的なまたは非国家的なマスメディアの存在は法律によってこれを認める。その設立の手続および法的地位は、法律によってこれを定める。

第 3.4.3 条

市民の社会団体および政党は、平等の根拠に基づいて、法律の定める規模と手続において、国営のラジオおよびテレビ放送を利用する権利を有する。

第 3.4.4 条

国家、社会団体、政党は、その他の集団または特定の個人によるマスメディアの独占は、これを禁止する。

第３－５章　宗教および宗教団体

第 3.5.1 条

宗教および宗教団体は、国家からこれを分離する。

第 3.5.2 条

さまざまの信仰［宗教］の信者およびその団体は、法の前に平等である。法律は、これらの宗教と国家の関係に関する手続を定める。国家は、いかなる宗教または無神論にも特別待遇を与えることはできない。

第 3.5.3 条

法律の定める手続によって登録された宗教団体は、法人の権利（法人格）を有する。宗教団体は、独立して、その内部的事項を管理し、その保有する施設、その他の財産およびフォンドを使用する＜バリアント ；説教、教育、教化（啓蒙）および慈善活動を目的とする」＞。

第３－６章　社会団体および政党

第 3.6.1 条

政党またはその他の社会団体は、市民がその権利、自由および法的利益の共同の実現のためにこれを設立する。このような団体設立には特別の許可を必要としない。

第 3.6.2 条

①　社会団体の登録手続は、法律によってこれを規制する。社会団体の登録の拒否、解散または活動の停止は、もっぱら裁判所の決定に基づいてのみこれを行うことができる。

②　社会団体は、妨害されることなくその活動を行う。その活動の制限は、法律に基づいて裁判所のみがこれを行う。

第 3.6.3 条

社会団体は、自発的加入および自治に基づいて活動する。

第 3.6.4 条

例外手続として、必要ある場合に法律の定める範囲内で、強制加入の形で、民主的に組織される会議、同盟および参事会を設立することができ、そのメンバーに一定の財政的およびその他の義務を課し、それに一定の国家・毛力的権限を委譲することができる。

第 3.6.5 条

①　政党は、社会の政治的意思の形成および表現を援助し、選挙に参加し、もっぱら民主的で法的な手段によってのみ国家の政策に影響をあたえる。

②　政党は、＜バリアント ;「社会の政治的意思の形成および表明を促し、」＞選挙に参加し、国家の政策に対してもっぱら民主的かつ法的な方法によって影響を及ぼす。

第 3.6.6 条

政党は、自己の資金の財源について公表しなければならない。政党の結成条件、その登録

手続、財政および財政報告の規則、ならびにその活動の制限、停止または禁止の手続は、法律によってこれを定める。

政党の活動が反憲法的であるかどうかは、最高裁判所がこれを決定する＜バリアント ；「憲法裁判所」＞

第 3.6.7 条

一党制の政治システムの成立をもたらす法律、その他の国家的アクトおよびコッッカ機関の行為は、反憲法的である。

第４編　連邦機構

第４－１章　ロシア連邦の構成と領土

第 4.1.1 条

ロシア連邦は、憲法的・法的地位を有する同権の共和国および連邦管轄領域＜バリアント ;「ならびに首都の連邦管轄領域」＞を有する領域的形成からなる。

第 4.1.2 条

ロシア連邦に加入する連邦構成主体（共和国、地方、週、ゼムリャーおよびその他）は、その民族的、伝統的またはその他の根拠により、独立してその名称を選ぶ。

第 4.1.3 条

全ロシア連邦の領土は、単一である。ロシア連邦の境界の変更は、連邦の同意を必要とする。

第 4.1.4.条

この憲法を承認する任意の独立国家は、その国家とロシア連邦の間の条約にしたがってロシア連邦の構成員となることができる。条約の締結は、連邦構成主体の３分の２の同意を必要とする。

第 4.1.5 条

ロシア連邦の範囲内における境界および領域の地位の変更は、この憲法の諸規定および連邦法律の定める手続によってこれを行う。

第 4.1.6 条

①　連邦管轄領域は、共和国の地位を得ることができる。この目的に沿って、連邦管轄領域の代表制機関は－連邦会議の同意を得て－、その定住者によるレフェレンダムを実施する。共和国の地位の獲得に対してその過半数の賛成がある場合、連邦議会は、連邦管轄領域に共和国の地位を付与する法律を制定する。

②　連邦管轄領域に共和国の地位を付与する連邦法律は、憲法の制定および新しい連邦構成主体の国家機関の設置、ならびに連邦機関にその代表を参させる手続を定める。

第 4.1.7 条

共和国は、レフェレンダムの実施の後にロシア連邦としかるべき条約を締結して、これを連邦管轄領域に再編することができる。

第 4.1.8 条

この憲法の諸規定は、連邦構成主体の間の国内的諸関係の発展および構成主体間の条約の締結の基礎である。

第 4−2 章 ロシア連邦の権限

第 4.2.1 条

ロシア連邦における国家権力の権限は、この憲法にしたがって連邦および共和国の間でこれを区分する。

第 4.2.2 条

ロシア連邦の排他的管轄には、次の事項が属する。

1) ロシア連邦国籍の法的規制
2) 全ロシア市場の統一の保障
3) 所有諸関係全般、ならびに土地、地下資源、天然エネルギー資源、大気圏および水域圏の管理手続
4) ２つ以上の連邦構成主体の領域で行われる経済活動、契約、債務およびその他の取引の法的規制
5) 外貨管理および貨幣流通、通貨発行
6) 連邦予算、連邦税、連邦準備フォンド・システム
7) 連邦管轄領域における社会・経済的発展
8) 前人美笛意義を有する文化遺産の決定および保護
9) 基礎教育に対する要請（指導要領）
10) 対外政策および国家間関係
11) 関税事務、国境警備および領海警備、隣接する経済水域および大陸棚
12) 連邦運輸および通信
13) 宇宙事業
14) 連邦エネルギー・システム、核エネルギー、核分裂物資
15) 武器、弾薬、有毒物質および麻薬の生産とそれらの取引
16) 連邦法律の定める犯罪を犯した者の大赦および特赦
17) 標準規格、度量衡（規格）および時間の算定
18) 公式統計
19) 刑法および刑事訴訟法、民事、労働、経済および手続法の諸原則
20) 著作権、特許権および版権の保護、工業所有権および知的財産権の法的保護
21) 防衛および軍、保安の職務、連邦警察
22) ロシア連邦の国内関係における抵触法
23) 憲法監督の保障
24) ロシア連邦憲法により連邦国家機関の管轄事項とされるその他の問題

第 4.2.3 条

① ロシア連邦および共和国の共通の管轄には、次の事項が属する。

1) 人および市民の権利の保障、適法性および法秩序の保障、犯罪との闘争
2) 民事、労働、行政、経済および手続立法、ならびに連邦の排他的管轄事項ではない経済立法および経済活動
3) 学術および文化
4) 保健および国家的社会保障
5) 環境および文化遺産の保護

6）連邦の排他的権限に属さない程度の国際交流
7）後進の構成主体の地域の社会・経済発展に対する協力
8）全連邦的意義を有する資源
9）移住手続
10）検疫および自然災害との闘争
11）共和国の国籍
12）外国人および無国籍者の在住および永住の規制（レジーム）
②　連邦構成主体の共同管轄の領域において、連邦法律に反しない規範的アクトを公布し、その相互間で条約を締結することができる。

第 4.2.4 条

①　ロシア連邦の権限の領域においては、法律は、連邦議会または全ロシア的なレフェレンダムのみがこれを制定することができる。
②　連邦構成主体の領域においては、ロシア連邦の憲法および法律およびがその執行を連邦国家機関に課していない場合、ロシア連邦の法律およびその他の規範的アクトは、連邦構成主体の国家機関がこれを執行する。

第 4−3 章 共和国および連邦管轄領域

第 4.3.1 条

連邦構成主体は、憲法を制定し、法律を公布し、国家機関のシステムを形成する。連邦構成主体の憲法および法律は、ロシア連邦憲法に違反することはできない。

第 4.3.2 条

①　連邦構成主体の権限は、ロシア連邦憲法により連邦の管轄事項とさるもの以外は、国家権力のすべての権限をこれに含む。
②　連邦構成主体の管轄は、異なる連邦構成主体の領域にあって、そこで活動する当事者間の権利関係には及ばないものとする。

第 4.3.3 条

連邦構成主体は、ロシア連邦との合意により、その権限のうちの一定部分を恒久的にまたは一時的に連邦権限に委譲することができる。ロシア連邦は、共和国との合意により、連邦権限のうち一定部分を恒久的にまたは一時的に共和国の権限に委譲することができる。権限の委譲は、必要な場合には、しかるべき物的保障をともなうものとする。

第 4.3.4 条

①　連邦構成主体は、その国内事項の管理において独立である。連邦構成主体は、ロシア連邦憲法の定める範囲と形態において、連邦権限の行使に参加する。
②　連邦構成主体は、自らの権限の範囲において、他の国家または国際組織と関係を取り結ぶことができる。この関係は、ロシア連邦、それを構成する構成主体の法的利益に損害をもたらすものであってはならない。
③　ロシア連邦は、連邦構成主体の排他的管轄の領域において、法律を公布する権利を有しない。

第 4.3.5 条

①　連邦管轄領域は、直接にロシア連邦の権力に従属する。ロシア連邦は、連邦管轄領域の発

展に配慮する。
② 連邦管轄領域は、当該連邦管轄領域に関する連邦法律の枠内で、自決権を享受する。
第 4.3.6 条
連邦構成主体および連邦管轄領域は、その権限の範囲内で、ロシア連邦ならびにそれを構成する構成主体の規範的アクトに抵触せず、その利益に損害を与えない相互間の協定を締結することができる。
第 4.3.7 条
任意の連邦構成主体および連邦管轄領域の国家権力機関に合法的に交付した法律的文書は、すべての連邦構成主体および連邦管轄領域においてこれを効力あるものと認める。

第４－４章 ロシア連邦の国籍および連邦構成主体の国籍

第 4.4.1 条
① ロシア連邦においては、ロシア連邦の連邦国籍が定められる。
② 各連邦構成主体は、これに加えて、それぞれの国籍を定めることができる。共和国のすべての市民は、ロシア連邦の市民である。
③ 連邦構成主体共和国は、ロシア連邦の国籍を保有することに発する権利および自由を制限することはできない。

第４－５章 言語

第 4.5.1 条
ロシア連邦の共通の国語は、ロシア語である。ロシア語は、すべての国家機関でこれを使用しなければならない。
第 4.4.2 条
各連邦構成主体は、いかなる公用語をその機関で使用するかを独立して定める。
第 4.4.3 条
各市民は、国家の機関において対応するにあたり、必要な場合には、法律の定める手続により、当該連邦構成主体の公用語の一つまたは共通の国語への通訳を保障されなければならない。

第４－６章 ロシア連邦、その構成主体の相互責任について

第 4.6.1 条
連邦構成主体がロシア連邦憲法または連邦法律に違反し、それによって連邦全体の正常な生活活動に何らかの障害が生れた場合、連邦会議は、憲法裁判所の決定の後に以下の感化措置を講ずることができる。
1) 連邦構成主体に対し、ロシア連邦憲法および連邦法律を侵害するその違法行為に起因する損害の賠償義務
2) 必要ある場合、この憲法の第 5.11 章に定める措置の実施
第 4.6.2 条
ロシア連邦の権力機関の違法行為に起因する損害は、ロシア連邦最高裁判所（憲法裁判所）の決定により連邦予算からこれを賠償しなければならない。

第５編　国家権力のシステム

第５－１章　国家の目的および任務

第 5.1.1 条

国家は、社会の公的な代表であり、国家の機関および制度をとおして社会の意思を表現する。国家、その機関および制度ならびに公務員は、市民および社会に対して責任を負う。

第 5.1.2 条

国家は以下の義務を負う。

→ロシア連邦の主権、独立および領土保全を防御する。

→人および市民の権利を保護し、保証する。

→民主的憲法体制、適法性および法秩序を保護する。

→市民の自由な経済的イニシャティヴおよび実効的な社会的保護を発展させる政策を策定し、実現する。

バリアントＡ；「議会に対する政府の責任」

第５－２章　国家権力の最高機関

第 5.2.1 条

①　ロシア連邦における国家権力の最高機関は、連邦大統領、連邦議会、連邦政府－ロシア連邦大臣会議、最高裁判所、および憲法裁判所である。

②　これらの各権力機関は、権力の分立および均衡の原則にしたがって、その権限の範囲内で独立して活動し、ロシア連邦憲法および連邦法律に厳格にしたがって他の権力機関と相互に作用する。

第５－３章　ロシア連邦大統領

第 5.3.1 条

①　ロシア連邦の執行権力は、大統領がこれを統轄する。

②　連邦大統領は、４年の任期で、ロシア連邦市民がこれを選挙する。同一人物が２期を越えて大統領の職に選挙されることはない。何人も、２年を越えて大統領の代理をつとめた場合は、大統領の職に２期以上これを選挙することはできない。

第 5.3.2 条

大統領は、

1）ロシア連邦憲法の遵守に対する責任を負い；

2）国内的および国際的な事柄においてロシア連邦を代表し；

ロシア連邦政府を統轄し、憲法にしたがって連邦の執行権力機構を形成しそれを指導する。

3）ロシア連邦軍の最高司令官となり；

4）議会グループの長との協議を経て、人民代議員院（衆議院）にその院の過半数を構成するグループによって承認された連邦政府の長の候補者を提案し；

5）議会の同意を得て、憲法裁判所の長官および裁判官、ロシア連邦最高裁判所の長官および最高裁判所裁判官、連邦会計検査院長官および連邦国立銀行総裁を任命し、軍の最高司令部を任命し、更迭し；

6）連邦憲法が定める場合に、政府の総辞職を受理し；
7）連邦権限の枠内において、大統領現場代表を含む、その他の公務員を任命し、更迭し；
8）政府の提案により、外国の国家および多国家間組織における外交代表を任命し、外国の外交代表の信任状および召喚状を受理し；
9）議会の制定した法律に指名し、公布する。
ロシア連邦に対する攻撃の脅威がある場合、３日以内に議会の事後承認をうることを条件に、部分的動員または総動員に関する決定をだし、ロシア連邦軍の高揚した戦　闘準備体制への移行またはその他の必要な行動に関する決定を行う。

第 5.3.3 条

大統領は、以下の権限を行使する。
1）議会の同意を得て、全人民的レフェレンダムを公示し；
2）議会の制定した法律の再審議および最終決定を議会に差し戻し（停止的拒否権）；
3）議会に対して政府信任決議問題を自己のイニシャティヴで提起し；
4）連邦またはその一定の地域に、３日以内に議会によるその決定の承認をうることを条件に、非常事態を導入し；
5）連邦に対する攻撃の虞がある場合に、３日以内に採られた行動に対する議会の事後承認を得ることを条件に、連邦軍の総動員、特別の戦闘準備体制への移行、またはその他の必要な行動に関する決定を行い；
6）連邦への攻撃があった場合に、３日以内に議会の事後承認を得ることを条件に、軍事行動開始に関する決定を行い；
7）政府の報告を聞き、政府に対して検討を義務づける勧告を与え；
8）ロシア連邦の称号およびその他の功労賞を授与し、名誉称号を授与する。
9）特赦を行い；
10）大統領基金を処分し；
11）議会および人民への教書を発表する。大統領の教書は、議会によって聴取されなければならず、人民への呼びかけは公的なマスメディアによって行われなければならない。

第 5.3.4 条

①　大統領は、憲法に対する忠誠を宣誓する。
②　大統領が故意に憲法および法律の犯罪的な違反をした場合は、これを解任することができる。同様の起訴に関連する大統領の解任事案の提起に関する決定は、議会のいずれかの院が、３分の２以上の多数の投票により、これを採択することができる。この場合、事件は、その判断を下す最高裁判所に送致される。最高裁判所の有罪判決に関する最終決定は、もう一方の院がこれ採択する。大統領解任の決定は、選挙された代議員の３分の２以上の賛成がある場合にこれを採択されたものとみなす。

第 5.3.5 条

連邦大統領の人身は不可侵であり、特別の法律によってこれを保護する。

第 5.3.6 条

大統領は、その権限を行使し、大統領令および命令を公布する。

第 5.3.7 条

大統領の選挙にしたがい、大統領と同時に副大統領が選ばれる。その際、大統領候補への

投票が、同時に、副大統領候補への投票となる。

第 5.3.8 条

副大統領は、議会の両院の合同会議においてその議長を務める。副大統領が欠ける場合は、議会の総会は、両院の議長が交代でその議長を務める。

第 5.3.9 条

① 大統領の文書による委任により、副大統領はその権限の一部を行使することができる。

② 副大統領は、大統領が一時的に不在の場合にそれを代行する。

③ 副大統領は、大統領が客観的事情のためその職務の遂行の機会を失った場合、その機能を遂行する。その場合の副大統領の権限は、３日以内に議会の承認をえなければならない。

④ 大統領が死去もしくは辞任し、または解任され、またはその職務権限を遂行する能力が喪失したと議会が確認した場合、副大統領は、自動的に新たな大統領選挙まで大統領となる。

第 5.3.10 条

副大統領は、大統領の場合と同じ手続により、これを更迭することができる。副大統領が解任され、または死去もしくは辞任した場合、大統領は、議会の両院の投票の過半数による承認の後にその職に就く副大統領を任命する。

第 5.3.11 条

大統領および副大統領の職務の執行は、その任期中、他のいかなる職務への就業およびいかなる政党への加入と両立しえない。

第 5.3.12 条

地方（現場）における連邦国家権力の権限は、ロシア連邦大統領が任命する公務員がこれを行使し、その活動は、ロシア連邦の憲法および法律によって厳格に制限される。

第５－４章 議会（国家会議）

第 5.4.1 条

連邦議会は、ロシア連邦の最高かつ唯一の立法および代表機関である。

第 5.4.2 条

議会は、人民代表院および連邦会議の構成で常時活動する。両院は、４年任期でこれを選挙する。

第 5.4.3 条

人民代表院は、ロシア連邦の市民が統一の代表基準に基づいてこれを選挙する。院の定数は、憲法法律（組織法）によってこれを定める。

第 5.4.4 条

①＜バリアント１ ＞連邦会議は、共和国（連邦構成主体）および連邦管轄領域ごとにその市民がこれを選挙する。

＜バリアント２ ＞連邦会議は、共和国および連邦管轄領域の最高代表機関がこれを選挙する。

② 連邦会議は、各共和国からそれぞれ同数の代表および各連邦管轄領域からそれぞれ同数の代表がこれを構成する。

第 5.4.5 条

議会およびその院の排他的管轄事項には、以下の事項が含まれる。

1）連邦の管轄に属する問題に関する法律の制定
2）ロシア連邦の法律の全般的拘束力のある解釈
3）憲法の定める手続により、全人民投票（レフェレンダム）の実施に関する決定の採択
4）政府の内外政策の基本方向の決定
5）ロシア連邦政府（大臣会議）の形成
6）総動員または部分的動員および非常事態の宣言に関する決定ならびにそれらに関する大統領の決定の承認
7）戦争状態の宣言
8）平和の維持および安全保障に関する条約上の義務の遂行が必要な場合、ロシア連邦の軍部隊の割当の使用に関する決定の採択
9）ロシア連邦憲法の定める場合にその手続により、ロシア連邦の大統領、副大統領、その他の上級の公務員の罷免（解任）
10）連邦予算の審議および決定、その執行に対する監督
11）連邦税およびその他の義務的納付金の設定
12）長期的な投資計画の審議および決定
13）この憲法の定めるその他の権限

第 5.4.6 条

議会およびその両院は、執行権力の活動に対する一般監督および憲法が課したその他の監督権限を行使する。

第 5.4.7 条

議会の権限は、各院の特別の権限を考慮し、この憲法が定めるその活動の手続に基づいて、これを行使する。

第 5.4.8 条

各院は、その院および議員の活動を保障する法律、院、委員会および特別委員会の活動の議事規則を制定し、院の活動にかかわる決定および決議を採択することができる。

第 5.4.9 条

議会は、通常は、選挙の３０日後にこれを招集する。議会の休暇の時期および期間は、維持規則によってこれを定める。

第 5.4.10 条

①　両院は、通常、別々に活動する。戦争および平和の問題の決定、非常事態および戒厳令の導入、大統領教書の聴聞のために、ならびに両院の決定により、全議会総会を招集する。
②　議会総会における議長の機能は、副大統領が勤め、副大統領がかける場合は、両院の議長が交代で順にこれを務める。
③　必要な場合には、両院の決定により、合同委員会および合同特別委員会、ならびに協議機関を含むその他の合同機関およびグループを設置することができる。

第 5.4.11 条

①　各院は、両院の選挙された議員の過半数の出席の下に義務的効力を有する決定を採択することができる。この決定は、憲法がとくに定める場合のほかは、両院の出席＜バリアント：選挙された＞議員の絶対多数で採択される。
②　いずれの院も、立法的決定の場合には適用されないが、法案またはその他の問題を審議す

るために院全体の委員会として活動することができる。

第 5.4.12 条

両院の臨時の総会は、当該の院の代議員総数の５分の１以上の要請、大統領または両院の議長の決定の提案がある場合、あるいは大臣会議議長の要請がある場合に、これを開催する。いずれかの院の臨時会議は、他の院の要請にしたがってもこれを招集することができる。

第 5.4.13 条

①　前の会期の議会、両院および代議員の任期は、新しい会期の議会の最初の会議をもって終了する。

②　通常の議会選挙は、議会の任期の始まる４５カ月から４７カ月までの間にこれを行う。この期間内に行われる選挙の告示に関する大統領令は、選挙の日から数えて遅くとも３カ月前に大統領がこれを公示する。

第 5.4.14 条

①　各院の任期満了前における権限の停止は、院自身の決定によってこれを行うことができる。この決定は、その院の代議員の３分の２以上の賛成をえた場合に採択されたものとする。この決定は、その院の議長によって大統領に伝えられ、大統領は１カ月ないし２カ月の間に各院の新しい選挙を告示する。ひとつの院の自主解散は、他の院の解散とは連動しない。各院の新しい期が召集されるまで、従前の院のメンバーが活動する。

②　各院の権限が非常な状況（この憲法第 5-11 章に定める）の存在のもとで遂行される場合、議会は非常事態の宣言と同時に、その権限の延長に関する決定を採択する。

第 5.4.15 条

①　代議員は、１０人以上のメンバーがいる場合、議会会派または代議員グループを組織し、登録する。いかなる代議員も、一度にふたつ以上の会派または代議員グループのメンバーとなることはできない。議会会派は、同一の政党に属する代議員からこれを組織する。代議員グループは、政党を基礎としないで組織される。議会会派または代議員グループは、代表およびその機能の遂行に必要なその他の機関を選出する。

②　議会会派、代議員グループおよび無所属代議員集団は、両院の指導機関を選挙するための候補者の決定に参加する。比例代表原理に基づいて、これらの会派、グループ等は、常任委員会およい特別委員会にそのメンバーを送り、両院の議事となっている基本的諸問題について発言する発言者リストを提出する。

第 5.4.16 条

両院において、法案、予算、政府の編成および総辞職ならびに大統領の更迭の審議にあたってリストにある全発言者の発言が終わらないうちに審議を打切ることは、これを認めない。その他の問題の審議における審議打切りの決定は、出席代議員の３分の２位上の賛成がある場合に、これを採択することができる。

第 5.4.17 条

①　両院の活動、会議およびその活動の一般的組織の指導のために、院はその代議員のなかから単純多数決で議長を選挙する。両院の議長は、その会議のときに院の警備を指揮する。両院は、議長と同時に、議長が欠ける場合にその職務を遂行する第１副議長および第２副議長を選挙する。

＜バリアント：②　各院の議長は、議長権限を行使する際に、院における発言または答弁の権

利をもたない。議長は、問題の審議の順序、代議員の発言の手続を恣意的に定め、または代議員が明白に議事規則に違反していない場合にその代議員の発言を遮ることはできない。＞

第 5.4.18 条

① 両院は、その代議員のなかから常任委員会、臨時委員会および常任または特別の委員会を組織する。常任委員会および特別委員会の活動手続は、この憲法にしたがって各院が決定する。

② 常任委員会および特別委員会は、立法的アクトおよびその他の決定の草案を準備し、議会の採択した法律および決定の執行に対する監督を行い、公開で、または必要な場合には非公開で、聴聞および議会による調査を行う。

③ 公務員および市民は、両院の常任委員会および特別委員会にその呼出しに応じて出席しなければならず、所定の期間内に文書または口頭でこれらの委員会が要求するあらゆる書類または情報を提供しなければならない。この要請の不履行、および故意による信用できない情報の提出は、法律による責任を追及される。

④ 法律の違反の除去を目的とする常任委員会および特別委員会の決定は、それらがロシア連邦の憲法および法律に違反しない場合、これを執行しなければならない。その場合、この決定についてロシア連邦の憲法院（憲法裁判所）または最高裁判所に不服申立てを行うことができる。

第 5.4.19 条

人民代表院は、連邦会議の事後の承認を必要とする法案を審議し、可決し、この憲法が定める場合には、（単独で）法律を制定する。

第 5.4.20 条

人民代表院の議会会派は、その代表をとおして、政府の首班の候補者を決定するために大統領との協議に参加する。

第 5.4.21 条

人民代表院は、

1）連邦政府の形成におけるロシア連邦大臣会議議長の権限を承認し、

2）連邦政府の構成メンバーを承認し、

3）政府に対する信任または不信任を表明する。不信任が表明されまたは信任が拒否された場合、政府は総辞職し、

4）連邦予算の執行に関する政府の報告を承認する。

第 5.4.22 条

人民代表院は、内外政策の問題に関する政府の報告を聴き、必要な決定を採択し、ロシア連邦の条約を批准し、破棄通告を行う。

第 5.4.23 条

人民代表院は、連邦国債および信用、外国への援助または外国もしくは政府間組織からの援助に関する決定を採択する。

第 5.4.24 条

人民代表院は、立法、予算・租税、議事運営、国家主権・国家（国民）安全保障、外務の各常任委員会、憲法委員会および資格審査委員会を組織する。各院は、それぞれの会期ごとに、その他の常任委員会または特別委員会を組織することができる。

第 5.4.25 条

① 連邦会議は、憲法第 5.4.7 条にしたがって、

1) 共和国間または民族間関係の問題を検討し、それらの問題について人民代表院に立法提案を行う。人民代表院は、この提案を優先して審議しなければならない。

2) 人民代表院から検討のために送られた法案を審議し、それに関する決定を採択する。

3) 人民代表院によって提案された法案が修正された場合に、追加的な審議のためにこれを人民代表院に差戻す。

② 人民代表院がこの憲法にしたがって連邦会議の検討に付したいかなる法案も、連邦会議の承認なしにこれを法律とすることはできない。

第 5.4.26 条

連邦会議の枠内で、連邦会議議員の地域代表（連邦顧問）を組織し、これを登録する。

第 5.4.27 条

① 連邦会議は、予算・租税、共和国間・民族間関係、議事運営、資格審査に関する委員会を組織する。連邦会議は、会期ごとに、その他の常任委員会または特別委員会を設置することができる。

② 常任委員会および特別委員会は、連邦会議が、自薦に基づき、地域代表の比例代表原理を考慮してこれを選挙する。

第 5.4.28 条

① 法案は、大統領、政府、両院の委員会によって、およびこの憲法が定める場合には連邦会議によって、人民代表院の審議に付される。法案は、人民代表院において優先的に審議される。

② 人民代表院によって承認された法案は、連邦会議の審議に付される。連邦会議は、この法案が修正された場合、再審議のためにこれを人民代表院に差戻す。

③ 人民代表院によって提案された法案が連邦会議の承認を得られない場合、両院の協議委員会が設置され、同意された法案が改めて両院によって審議される。

④ 第３読会の後に連邦会議が採択しなかった法案は、当該年度の連邦会議においてこれを再審議に付すことはできない。

⑤ 法律の採択または法律改正のためには、当該の院の被選出代議員の単純多数を必要とする。憲法法律（組織法）は、被選出代議員の特別多数である３分の２によってこれを採択する。

⑥ いかなる法律も両院による可決なしにこれを施行することはできない。

第 5.4.29 条

① 選挙人の権限ある代表である議会の代議員は、議会の管轄する事項に関する決定、見解および意見において自由であり、政党を含むいかなる市民のグループによってもそれを強いられることはない。

＜バリアント：連邦顧問は、その者を選挙した共和国および連邦管轄地域の機関を代表し、これら機関によってリコールされる場合がある。＞

② 代議員は、議会において表明した見解、提案および言辞に対して＜バリアント：代議員の職務の遂行に関連して＞責任を問われることはない。代議員は、不逮捕特権をもち、議会の同意による場合の外は、刑事または行政責任を問われることはなく、逮捕されまたはその他の個人的自由を制限されることはない。ロシア連邦最高裁判所長官は、議会に対する意見書を提出する権利を有する。

第 5.4.30 条

①　議会の代議員は次の諸権利を享受する。

1）立法発議権

2）国家の任意の公務員に対し、口頭または文書による質問

3）議院の議事規則によって認められた枠内で、議事日程にある問題について議院において自由に発言すること

4）議院の決定採択の際の自由な投票

＜バリアント：　5)議院に関する法令の定める手続による質問に対する回答をうるために国家の任意の公務員を議院または両院の委員会に召喚すること。両院の会議での質問に対する口頭による答弁はその会議中になされ、文書による質問に対する回答は２日に郵送に要する日時を加えた期間内にこれをなされなければならない。＞

6)その他の代議員の権利は、法律によってこれを定める。

②　すべての権力は、代議員がその義務を履行し権利を実現するために全面的に協力をしなければならない。

第 5.4.31 条

①　代議員は、その任期中は、国家的職務のいかなる役職にも従事することはできない。政府のメンバーとしてまたは議会内の被選出職に任命された代議員は、その職に在職する期間その代議員資格はこれを保持するものの、議院における投票に加わることはできない。

②　代議員は、ロシア連邦における代議員の地位に関する法律にしたがい、報酬およびその費用の補償を受け＜バリアント；、およびその他のいかなる報酬もこれ受け取ることはでき＞ない。議員の任期満了にともない、代議員は、代議員の任期以前に在職していた仕事に戻りまたはその職に従事することができる。この権利の実現を妨害した者は、刑事責任または行政責任を問われる。

第５－５章 政府（ロシア連邦大臣会議）

第 5.5.1 条

ロシア連邦政府は、憲法および連邦法律の枠内で、その全領域で執行権力を行使する。政府は、議会および大統領の策定した政策を実施する。憲法および連邦法律に違反しない政府のアクトは、ロシア連邦の全領域においてその履行を義務づけられる。

第 5.5.2 条

ロシア連邦政府は、連邦議会に対し責任を負い、その活動につき大統領に報告する。政府は、１年に１回以上定期的に、または議会の要求により任意の時期に、国内情勢について報告書を提出する。

第 5.5.3 条

ロシア連邦政府は、ロシア連邦大臣会議議長の指導のもとに集団的機関として活動する。大臣会議議長が辞職する場合、政府は総辞職する。

第 5.5.4 条

政府は、その活動において、国家的職務のシステムに依拠する。政府機関の国家勤務員は、憲法法律（組織法）に基づいて活動し、政治的中立を義務づけられ、職務規律を理由とする場合のほかは、解雇および懲戒処分を受けることはない。政府機関の責任あるポストへの就任は、競争選抜システムに基づいて行う。国家勤務員は、法律もしくはその他の議会のアクトの不履

行またはその執行の怠慢に対して、その刑事責任または行政責任を問われる。

〈A 案終了＞

バリアントＢ ;「国家の元首および執行権の長」

第５－２章 国家権力の最高機関

第 5.2.1 条

ロシア連邦における国家権力の最高機関は、ロシア連邦議会、ロシア連邦の大統領、憲法裁判所、最高裁判所である。これらの諸機関は、権力分立の原理にしたがって、それらの間で相互に作用しあい、互いに抑制しあいつつ、独立して活動する。

第５－３章 議会［国家会議］

第 5.3.1 条

立法権は、ロシア連邦議会（国家会議）に属する。議会は、４年の任期で選挙され、人民代表院および連邦会議の両院をもって構成する。からなる。

第 5.3.2 条

① 人民代表院は、ロシア連邦市民によって、普通、直接の選挙権に基づき、選挙人の平等の代表基準で、秘密渡欧表により、これを選挙する。

② 両院の定数および代表基準は、法律によってこれを定める。

第 5.3.3 条

連邦会議は、各連邦構成主体から、その市民により、平等の代表基準に基づき、これを選挙する。

第 5.3.4 条

議会は、常時活動する（常設の）機関であり、通常は、選挙の３０日後にこれを召集する。議会の休会の時期およびその期間は、議事規則にこれを定める。

第 5.3.5 条

① 議会（国家会議）の選挙は、４年ごとに３月の第２日曜日にこれを実施する。

② 議会およびその代議員の任期は、新しい期の議会の最初の会議をもって終了する

第 5.3.6 条

議会の活動手続は、その議事規則においてこれを定める。臨時総会は、いずれかの院の代議員の５分の１の要請により、または大統領もしくはいずれかの院の議長の決定により、これを開催する。

第 5.3.7 条

各院は、それぞれに議長を選出する。両院の合同会議は、両院の議長が交替でその議長を務める。

第 5.3.8 条

① 両院は、その代議員によって、常設または臨時の常任委員会および特別委員会を組織する。委員会の活動手続は、この憲法にしたがって各院がこれを決定する。

② 常任委員会および特別委員会は、立法的アクトおよびその他の決定の草案を準備し、議会の採択した法律および決定の執行に対する監督を行い、公開の、必要な場合には非公開の、聴聞および議会による調査を行う。

③　公務員および市民は、両院の常任委員会および特別委員会にその招聘に応じて出席し、所定の期間内に文書または口頭で委員会が要求するすべての文書および情報を提供しなければならない。
④　法律違反の除去を目的とする常任委員会および特別委員会の決定は、それらがロシア連邦の憲法および法律に違反しない場合、その執行が義務づけられる。その場合、この決定についてロシア連邦の憲法院（参与会）（憲法裁判所）または最高裁判所に異議申立てを行うことができる。

第 5.3.9 条

①　法案は、各院がそれぞれ個別にこれを審議し、採択する。法的性格を有しない諸問題は、合同会議においてこれを決定することができる。戦争および平和の問題の決定、非常事態および戒厳令の導入の場合は、両院の合同会議を招集する。
②　両院の間で不一致が生じた場合には、問題は、両院が対等原則によって設置する競技委員会においてこれを審議し、その後に両院の再審議にこれを付すものとする。この場合においても、両院の間の合意が成立しないときは、法案は否決されたものとする。予算に関する法案にについて両院が不一致の場合、問題は、両院合同会議において、単純多数決によってこれを解決する。

第 5.3.10 条

議会は、

1）連邦の管轄に属する諸問題に関する法律を制定する。組織法は、憲法裁判所がその憲法適合性を認めた後においてのみ、これを公布し、思考することができる。
2）ロシア連邦の全領域において、憲法体制の原則にしたがって法的規制の統一を保障し；
3）ロシア連邦の法律の全般的拘束力のある解釈を行い；
4）連邦予算を審議し、承認し、連邦勢および義務的支払いを定め、連邦債を承認し；
5）レフェレンダムの実施に関する決定を採択する＜バリアント；大統領と共同で＞。レフェレンダム実施手続は、法律によってこれを定める。
6）内外政策の基本方向を決定し、その実現に関する戦略的プログラムを制定し；
7）ロシア連邦の条約を批准し、または破棄し；
8）総動員または部分動員の発令、非常事態の導入に関する決定を行い、またはこれに関する大統領の決定を承認し、戦争状態を宣言し、平和の維持と安全保障に関する条約上の義務を擦履行する必要がある場合に、ロシア連邦の軍事的割当を分担する決定を行い；
9）憲法裁判所長官および裁判官、最高裁判所雨長官および裁判官、大臣、対しおよびロシア連邦のその他の最高公務委員の大統領による任命に同意を与え；
10）法律の実施、連邦予算の実施に関する執行権力の活動に対する監督を行い、その執行に関する報告を承認し；
11）国債の発行、外国への経済的およびその他の援助の提供、ならびに外資による国債おおび信用に関する協定の締結に対する監督を行い；
12）ロシア連邦の軍の階級、外交官の官等およびその他の特別称号を定め；
13）大赦に関する全連邦的アクトを公布し；
14）憲法が定める場合に、その手続により、大統領、副大統領、憲法裁判所および最高裁判所の長官および裁判官、ロシア連邦のその他の最高公務委員を解任し；

15）憲法によって議会に課すその他の権限を行使する。

第 5.3.11 条

議会の代議員は、議会以外のいかなる職務にも従事することができず、同時に他のいかなる代表機関の代議員になることもできない。

第 5.3.12 条

① 議会の代議員は、以下の権利を享受する。

1）立法発議権

2）国家の任意の公務委員に対する口頭または文書による質問

3）両院の承認した議事規則の枠内で、議事にかかわる問題に関する院内での自由は発言

②以下は（欠落）

第 5.3.13 条

① 議会の代議員は、選挙人の権限ある代表として、議会の管轄下にある事項に関するその決定、判断および見解において自由である。議会は、政党を含むなんらかの市民のグループに強いられることもない。

② 代議員は、議会において表明された見解、提案および発言（演説）＜バリアント；代議員の職務の遂行に関連する＞に対してその責任を問われることはない。代議員は、不逮捕特権（不可侵の権利）を享受する；代議員は、各院の動員がある場合のほか、刑事責任および行政責任を追及され、逮捕されまたはその他の人身の自由を制限されることはない。議会へのしかるべき提案を行う権利は、ロシア連邦最高裁判所長官にある。

第５－４章 ロシア連邦大統領

第 5.4.1 条

① ロシア連邦大統領は、国家元首にして、連邦執行権力の長である。

② 大統領は、４年任期で、平等の普通、直接および秘密の投票によりロシア連邦市民が、これを選挙する。大統領になることができるのは、ロシア連邦市民である。同一人物が、２度を超えて大統領のポストに選ばれることはない。何人も、２年を超えて、大統領を務めまたは大統領のポストに選ばれないでその職務を遂行した場合には、さらに１度を超えて大統領のポストに選ばれることはない。

③ 大統領は、就任にたり、ロシア連邦議会において宣誓を行う。

④ 大統領は、いかなるものであれ他の職務に従事することはできない。

第 5.4.2 条

大統領は、

1）ロシア連邦の内政および国際的事項においてロシア連邦を代表し；

2）憲法および法律を実行し、その正確な履行を保障し；

3）ロシア連邦政府の長を務め、憲法にしたがって連邦執行権力の機構を編成し、これを指導し；

＜バリアント ；

憲法にしたがって、連邦執行権力の機構を編成し、これを指導し；＞

4）議会の同意を得て、連邦権限の枠内で、最高裁判所および憲法裁判所の長官および裁判官、大臣、対しおよびその他のロシア連邦の最高公務員を任命し；

連邦主席会計検査官、国立銀行理事会議長を任命し、軍の最高司令部を任命しまたは更迭し、
5）憲法に特段の定めがない場合に、大臣およびその他の公務委員を更迭し；
6）対外政策の実行を指導し、議会の承認を得て、ロシア連邦の条約の交渉を行い、これを締結する。法律または批准した条約の枠内で、大統領は、国際協定を締結することができる；
7）ロシア連邦軍の最高司令官であり、議会の承認を得て、軍の最高司令部を任命し、これを更迭し、議会の承認を得て、軍の最高称号を授与し；
8）３日以内に議会によるその決定の承認を得ることを条件に、ロシア連邦にまたはその一定の地域に非常事態を導入し、
9）ロシア連邦への攻撃の脅威がある場合、３日以内の議会によるこの行為の事後承認を条件に、ロシア連邦軍の部分動員または総動員、高度臨戦態勢への移行、ならびにその他の必要な行動に関する命令を下し；
10）３日以内の議会の事後承認を条件に、ロシア連邦への攻撃があった場合に、軍事行動の開始に関する命令を下し；
11）予算案の編成を指導し、それを議会の審議および承認に付し；
12）立法発議権を有し、議会、その常任委員会および特別委員会に参加することができ、議会の同意を得て、全人民的レフェレンダムを公示し、議会および人民への教書を発表し；
13）ロシア連邦の法律に署名し、これを公布する。１５日以内に、大統領は、法案またはその一部の条項の再審議および最終的決定のために、これを議会に差し戻すことができる。この場合、両院の各院において３分の２の投票によって採択された法案は、これを法律とする。
14）ロシア連邦の領域におけるすべての事件に関する大赦権を行使し；
15）下位法令としての大統領令および命令を公布し；
16）ロシア連邦の勲章およびその他の賞を授与し、名誉称号を授与する。

第 5.4.3 条

大統領が故意によって憲法および法律に違反した場合、これを解任することができる。こうした被疑事実に関連した大統領の解任事案の提起に関する決定は、議会のいずれかの院の３分の２以上の投票によってこれを採択する。この場合、事案は、憲法裁判所（最高裁判所）に送致され、これが判決を下す。

裁判所の有罪判決に関する最終決定は、もう一方の院がこれを採択する。大統領の解任の決定は、３分の２以上の賛成がある場合に採択されたものとする。

第 5.4.4 条

① 大統領とともに、４年任期でロシア連邦副大統領を選挙する。
② 副大統領の候補者は、大統領のポストの候補者がこれを決定する。大統領候補者に対する投票が、同時にその推薦による副大統領への投票を意味する。
③ 大統領の委任により、副大統領は、大統領の権限の一部を行使することができる。副大統領は、大統領が一時的にその職務権限を行使する状態にない場合に、大統領の職務を遂行する。この場合の副大統領の権限は、３日以内に議会によって承認されなければならない。大統領が死去もしくは辞任し、またはその職務権限を執行する能力をなくした場合、ならびに解任された場合は、新しい大統領選挙までの間、副大統領が自動的に大統領となる
④ 副大統領が解任され、もしくは死去し、または辞任した場合は、大統領は、副大統領を任命し、この副大統領は、議会の両院の多数による承認の後に職務に就くものとする。

⑤　副大統領は、他のいかなる職務にも従事することはできない。

第５－６章　連邦選挙システム

第 5.6.1 条

ロシア連邦における選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票で行われる。
＜バリアント１；小選挙区制（過半数得票者当選（絶対多数当選）システム）＞

第 5.6.2 条

①　大統領および副大統領、連邦議会の代議員、連邦構成主体の立法機関ならびに地方自治機関の代議員の選挙には、18 歳に達したロシア連邦市民が参加する。

②　裁判所によって行為能力がないと宣告された者および自由剥奪刑を宣告した裁判所の判決が執行されその刑に服している者は、被選挙権を有せず、または選挙に参加することができない。

第 5.6.3 条

①　各選挙人は、１票を有する。選挙区および代表基準は、前条に定めるそれぞれの議会の代議員が、ほぼ同数の選挙人から選出されるよう、これを定める。

②　境界を定めない地域を選挙区に設定することは、これを認めない。

第 5.6.4 条

連邦議会（国家会議）の人民代議員の選挙は、これを小選挙区制をもってこれを行う。選挙区における選挙人の人数は、平均と１０％の増減を超えてはならない。

第 5.6.5 条

①　大統領および副大統領ならびに連邦議会（国家会議）の代議員の選挙は、登録された選挙人総数の半数以上が参加した場合に、これを成立したものとする。

②　投票に参加した選挙人の過半数の得票を得た候補者が当選したものとされる。

③　第１回投票においてどの候補者も所定の得票を得なかった場合、第１回投票で上位の得票を得、かつ立候補を取りやめない大統領および副大統領の２組の候補者によって第２回投票が行われる。このうち第２回投票で得票の多数を得た者が当選したものとされる。

第 5.6.6 条

共和国（連邦構成主体）の代表機関および地方自治機関の代議員の選挙手続は、共和国（連邦構成主体）の法令によってこれを定める。

第 5.6.7 条

①　ロシア連邦市民は、同時に議会の両院の代議員となり、または３つ以上の代表制機関の議員となることはできない。

②　連邦議会における代議員の職は、大統領、副大統領、大臣会議議長および閣僚、最高裁判所および憲法裁判所の長官および裁判官の職、ならびにその他選挙法に定める上級の国家的職務と兼職することはできない。共和国の立法議会および地方自治機関の議員の職と兼職できない職の一覧は、共和国（連邦構成主体）の法令にこれを定める。

第 5.6.8 条

大統領、副大統領および連邦議会の代議員の候補者の推薦は、法律に定める手続により登録した政党および社会団体、ならびにしかるべき形で保証された法律に定める数の署名を集めた任意の選挙人グループ＜バリアント：当該地域に常時居住する＞が行う。

第 5.6.9 条

選挙の組織およびその結果の集計は、選挙管理委員会が行う。そのすべての活動は、公開のもとに行うものとする。中央選挙管理委員会は議会がこれを組織し、各段階の選挙区における選挙管理委員会は対応する共和国機関または地方自治機関が選挙法に定める手続によってこれを組織する。選挙管理委員会のメンバーは、選挙区において活動する政党、社会団体および選挙人グループによってこれを選出する。

第 5.6.10 条

ロシア連邦市民に対する選挙権行使の妨害および選挙結果のすり替えは、犯罪であり、法律によって罰せられる。

第 5.6.11 条

候補者の登録、選挙の執行および結果に関する紛争は、法律の定める期間内に対応する審級の裁判所がこれを審理する。

第 5.6.12 条

国外に在住するロシア連邦市民は、大統領、副大統領および議会の代議員の選挙に参加することができる。

＜バリアント；この条文を除外＞

第 5.6.13 条

大統領、副大統領および連邦議会の代議員の選挙の執行手続は、この憲法および連邦法律によってこれを定める。

＜バリアント２；比例代表制＞

第 5.6.1 および 5.6.2 条は相違なし

第 5.6.3 条

①（相違なし）

②　議会の人民代議員院および共和国の立法機関の選挙のために、大選挙区制の選挙区を組織する。

③　各選挙人は、それぞれ１票を有する。選挙区および代表基準は、前述のすべての議会の代議員が概ね同数の選挙人から選ばれるような形でこれを定める。

④　各選挙区の代議員の議席は、この議席を争った政党、団体および個々の無所属候補者の間で、獲得した得票数に比例してこれを配分する。

第 5.6.4 条（相違なし）

第 5.6.5 条

人民代議員院、共和国の立法機関および地方自治機関のメンバーを選出するにあたり、

第５－７章　裁判権

＜バリアント１＞

第 5.7.1 条

ロシア連邦における裁判権は裁判所にのみ属し、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の形態でこれを行使する。

第 5.7.2 条

ロシア連邦市民は、陪審員の職務を遂行する形で裁判［の実現］に参加する。

第 5.7.3 条

① 裁判官は、独立であり、法律と良心にのみ従う。裁判官の不可侵は、法律によってこれを保証する。

② 裁判官は、終身制である。法律の定める定年に達したときに、裁判官は退職する。裁判官は、その定年以前においては、裁判所の決定（判決）または法律に定める事由による場合にのみ、本人の同意なしにこれを解任することができる。

③ 裁判官は、教職を除くその他のいかなる有給の職にも就くことができず、またいかなる政党のメンバーとなることもできない。

第 5.7.4 条

裁判官は、この憲法に違反する法律を適用することはできない。

第 5.7.5 条

① ロシア連邦の裁判所のシステムは、ロシア連邦最憲法裁判所、ロシア連邦高裁判所、および連邦法律に基づいて設置されるその他の普通裁判所からなる。

② 特別裁判所の設置は、これを認めない。何人も法律によって定められた裁判所において事件の審理を受ける権利を奪われることはない。

第 5.7.6 条

① ロシア連邦憲法裁判所は、大統領が議会の同意を得て任命する１１人の裁判官からこれを構成する。

② 憲法裁判所の裁判官は、１５年以上の法律専門職の職歴を有する高い専門家としての資格を有する法律家からこれを選出する。憲法裁判所の裁判官の半数は、憲法分野の専門家でなければならない。

③ 憲法裁判所の裁判官の職は、いかなるものであれ他の国家的または社会的職務、および学術、文学もしくは教育活動を除く職業と兼職することはできない。

④ 憲法裁判所の長官および裁判官は、第 5.3.4 条が定める手続によりこれを解任することができる。

第 5.7.7 条

① 憲法裁判所は、

1) ロシア連邦の国家機関が公布する憲法的法律およびその他の規範的アクトの憲法適合性、ならびに連邦構成主体の国家機関が公布する憲法、法律およびその他の規範的アクトのロシア連邦憲法への適合性に関する事件を解決し、

2) ロシア連邦とその構成主体の間の憲法的・法的紛争を解決し、

3) ロシア連邦の国家機関相互の間の憲法的・法的紛争を解決し、

4) 議会の照会により、ロシア連邦憲法の解釈を行い、

5) 連邦議会にロシア連邦憲法および法律の改正を提案し、

6) ロシア連邦大統領および法律の定めるその他のロシア連邦の上級公務員による憲法および法律の違反による起訴に関する事件の審理に参加し、

7) ロシア連邦大統領の職務遂行能力の有無に関する問題を解決する。

② 憲法裁判所によってロシア連邦憲法に適合しないものとされた法律およびその他の規範的アクトまたはそれらの一部は、憲法裁判所の判決が公表された日からその効力を失う。

③ 憲法裁判所の判決は、公表された日にこれを施行し、異議申し立てはこれを認めない。

第 5.7.8 条

憲法裁判所長官は、憲法裁判所の活動を組織し、その官房（事務局）を指導するものとするが、憲法裁判所の裁判官に対する懲戒権限はこれを有しない。

第 5.7.9 条

① ロシア連邦憲法裁判所の裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法にのみ従属する。

② ロシア連邦憲法裁判所の裁判官の地位、その訴訟指揮および判決（決定）の執行は、法律をもってこれを規制する。

第 5.7.10 条

裁判所は、具体的な事件の審理に際し、適用されるべき法律が憲法に抵触すると認めた場合は、事件の審理を停止し、ロシア連邦憲法裁判所にこの法律の違憲性の確認を提起するものとする。

第 5.7.11 条

ロシア連邦最高裁判所の長官および裁判官は、ロシア連邦大統領の提案により、連邦議会が法律の定める手続によって選抜された者のなかからこれを任命する。その他の連邦裁判官は、大統領がこれを任命する

第 5.7.12 条

① 民事事件、刑事事件および行政事件の裁判は、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

② 専門的な法律援助を受ける権利は、あらゆる段階の裁判においてこれを認められる。

③ 法律に定めがある場合、弁護士費用は国庫によってこれを支弁する。

第 5.7.13 条

① 事件の審理は、すべての場合に公開でこれを行う。非公開の法廷における事件の審理は、裁判所が、公開の審理が国家秘密もしくは営業秘密を公然とさせ、または社会道徳を害し、もしくは市民の私的生活もしくは家族生活を周知にさらすのを保護する必要があると決定した場合にのみ、これを認める。

② 刑事事件の当事者欠席の審理は、これを認めない。

第 5.7.14 条

刑事裁判における公訴は、検事がこれを行う。

＜バリアント２＞

裁判権力；バリント１の条文に同じ、ただし、憲法裁判所にかかわる条項はなし。

第５－８章 地方自治

第 5.8.1 条

① 地方自治は、その権限に属する、社会・経済的、公共的、エコロジー的、文化的、都市建設およびその他の課題の解決のための市民の自己組織の形態である。

② その権限に属する問題の解決において、地方自治は、国家権力から独立に、直接にまたはそれが組織する機関をとおして、ロシア連邦の憲法および法律、構成主体の憲法および法律に基づいて、行動する。

③ 地方自治機関と共和国の国家権力機関もしくは連邦国家権力機関の間の行政協定の締結が必要となる問題は、法律によってこれを定める。

第 5.8.2 条

①　地方自治機関は、権力および管理（行政）の代表機関および執行機関、その公務員、市民自身が組織する地域的自治機関、住民の直接民主主義の諸形態、地方自治の物的および財政・経済的基礎を含む。
②　地方自治機関の相互関係の構造および手続は、連邦構成主体の憲法および法律によってこれを定める。

第 5.8.3 条

①　地方自治の基礎的環は、自治的共同体（オプシチナ）である。
②　ひとつの連邦構成主体の枠内の同一のレベルの地方自治のすべての機関および形態は、法的関係において相互に同権である。
③　地方自治体は、法人の権利を有する。地方自治の領域における土地の行施的処分は、その機関お排他的管轄に属する。地方自治機関は、自治体所有（公有）の財産を保有する。
④　地方自治機関は、経済的および財政・金融的活動を行い、連邦法律に基づいてすべての構成主体による経済交流における平等原則にたって所有権およびその他の財産権を有する。

第 5.8.4 条

①　地方自治の代表機関は、住民の意思表示を考慮して定められる当該の政治・行政単位の領域における地方権力の基礎組織である。
②　地方自治の代表機関は、当該の領域において、地域的な社会的自治機関の協議的活動を保障する。

第 5.8.5 条

地方自治の権限は、当該自治体の領域外の当事者の参加にかかわる権利関係には及ばない。

第 5.8.6 条

地方自治機関は、公開でその活動を行う。地方自治機関は、その予算を自主的に作成し、承認し、執行し、毎年その予算を公表する。予算を含む地方自治の財源は、没収の対象とはならない。

第 5.8.7 条

市民は、裁判手続により、地方自治機関およびその公務員の決定または行為について異議申立てを行うことができる。

第５－９章　財政および予算

第 5.9.1 条

①　連邦予算の歳入および歳出は、均衡のとれたものでなければならない。
②　最大限許される国家予算の赤字規模は、法律によってこれを定める。通貨発行による国家予算の赤字の補填は、これを認めない。赤字の融資（財政対策）は、国債を含む有価証券の実際上の募集（割当）の範囲内でのみこれを行うことができる。国家予算の歳出は、連邦議会、政府、大統領、最高裁判所および憲法裁判所が、国家予算の支出部分にしたがってこれを執行する。

第 5.9.2 条

連邦予算の収入は、法律の定める連邦税、義務的支払い、各種手数料、国家財産からの収入、連邦構成主体の義務的または自発的な納付金、その他の歳入からなる。税金、各種手数料の種類および規模は、法律によってこれを定める。

第 5.9.3 条

① 連邦の国家の歳出は、国家予算によって執行される。

② 国家の歳出は、連邦議会、大統領、政府、最高裁判所、憲法裁判所が、国家予算の支出部分にしたがってこれを執行する。

③ ロシア連邦のいかなる歳出も、議会の承認した予算条項（費目）にしたがうことなくこれを執行することはできない。

④ 国家の歳入および歳出に関する詳細な報告は、必ずこれを定期的に公表しなければならない。

第 5.9.4 条

① ロシア連邦の通常会計年度の国家予算は、連邦政府の提案により議会がこれを採択する。国家予算は、議会の予算委員会および国家会計検査院の決定の後に、個々の歳入および歳出につきそれぞれにこれを審議し、採択する。

② 国家予算法が通常予算年度の始まる前に採択されない場合は、ロシア連邦政府は、この法律が施行されるまでの間、前年度予算にしたがって、以下の必要な支出を行うことができる。

1) 法律の定める機関（施設）の維持および法律のみ止める措置の実施のため

2) 法律的根拠のあるロシア連邦の義務の遂行のため

3) 建設、調達およびその他の活動の継続のため

③ 議会は、その歳出の補填方法を同時に定める場合にのみ、その実行に追加的な予算の歳出を要する法律を採択することができる。

第 5.9.5 条

① 政府は、連邦議会に対し国家予算の執行に関する逐条的報告を会計予算年度の終了後３カ月以内に行わなければならない。

② 議会は、会計年度の終了後６カ月以内にこの報告を審議しなければならない。連邦議会は、国家会計検査院の決定を受けて、この報告に関する決定を採択する。

第 5.9.6 条

想定外の歳出の補填のために、議会の決定によって、予算の枠内で予備フォンドが形成される。このフォンドの支出に対する責任は、政府にある。政府は、予備フォンドのすべての支出金（割当）および資金について、議会の事後承認を受けなければならない。

第 5.9.7 条

共和国およびその他の連邦構成主体は、独自の予算システムを有する。連邦構成主体の予算政策は、ロシア連邦憲法、共和国（連邦構成主体）憲法および連邦会議の承認した一般原則にしたがって、これを実行する。

＜バリアント＞　連邦構成主体の予算の歳入部分は、連邦予算の支出（割当分）をもってその一部とすることができる。

第 5.9.8 条

連邦の租税政策は、議会がこれを決定する。連邦的課税の領域における連邦の排他的権限、連邦予算に算入される徴税の一覧、規模、手続および条件、共和国およびその他の連邦構成主体、連邦管轄地域および地方自治機関の税金および手数料の設定部分に対する権限は、連邦法律によってこれを定める。

第 5.9.9 条

租税システム全体またはその個々の部分を構成［整備］する場合、すべての市民の平等、ならびに所有形態の別なく、すべての組織および企業に対する要件の統一が遵守される。
＜バリアント；＞
第 5.9.10 条
税法は、公刊され、その公表後３カ月を経て後にこれを施行する。
第 5.9.11 条
租税に関する法令の遵守に対する監督は、国税監査局がこれを行う。国税監査局の地位は、連邦法律によってこれを定める。
第 5.9.12 条
①　ロシア連邦は、固有の貨幣・信用システムの効果的な運用（機能）を保障する。
②　ロシア連邦は、貨幣流通の安定性および効率性を保障するよう、他の国家と貨幣・信用システムの統一に関する協定を結ぶことができる。その場合、ロシア連邦は、その共通の金融機関の活動に対する監督に参加する。

第５－１０章 国家の防衛

第 5.10.1 条
①　ロシア連邦軍は、ロシア連邦の国家主権および領土保全の軍事的防衛のためにこれを創設する。
②　ロシア連邦軍は、職業的原則に基づいて創設される正規軍部隊とロシア義友軍部隊からなる。軍の軍事ドクトリン、機構および組織は、ロシア連邦軍に関する法律によってこれを定める。
＜バリアント：③　平時においてロシア連邦の国外でロシア義友軍部隊を利用することは、これを禁止する。＞
第 5.10.2 条
①　市民の権利および自由、適法性および法秩序の擁護は、連邦内務機関、連邦警察＜バリアント；民警および正規武装舞台を含む＞および地方の民警がこれを保障する。これら諸機関の地位は、連邦法律によってこれを定める。
②　ロシア連邦の国家的安全の擁護に関する機能は、連邦の保安機関がこれを担う。その地位および活動は、法律によってこれを定める。
第 5.10.3 条
①　軍、保安軍および警察は、民主的な憲法体制および合法的な政府を転覆し、議会またはその他の国家権力の最高機関の活動を阻止しまたは制限し、市民の憲法上の権利および自由を違法に制約する目的、ならびにロシア連邦の憲法体制の諸原則に抵触するその他の目的のために、これを利用することはできない。憲法の当該の規定の違反は、人民に対するもっとも重大な犯罪である。
＜バリアント：②　軍、保安軍および警察の違法な利用について議会（国家会議）への訴えがあった場合は、議会は、速やかにこれを審議するものとする。＞
第 5.10.4 条

ロシア連邦がその領土の共同防衛、共同の軍部隊の創設または共同の司令部のもとへの連邦軍部隊の派遣に関する措置を講ずるために他の国家と条約または同盟を結ぶ場合、共同の軍部隊の地位、その指揮命令、利用および部隊配置の手続、ならびに物質的または財政的な保障の手続が特別に定められなければならない。

第 5.10.5 条

ロシア連邦政府において軍および保安軍を管轄する大臣のポストは、文官によって占められなければならない。

第５－１１章 非常事態

第 5.11.1 条

例外的（非常）な状況において、ロシア連邦大統領は、人々の権利および自由、その生命確保、社会的安全および憲法・国家大勢の擁護のために、連邦全土または一定の地方において非常事態を導入することができる。非常事態宣言の唯一の目的は、法律の最高性（支配）の枠内で社会の平和的で正常な生活の条件に速やかに戻ることでなければならない。

第 5.11.2 条

非常事態は、島外地域の住民の大部分にかかわり、かつ社会の規律ある存在を危うくし、国家権力期間の処分（命令）における通常の手段によっては事態の規制が不可能であるような、切迫した危機の性格を有する、住民の生命、健康および安全、または国家諸制度の正常な機能にとって現実かつ不可避的な脅威が存在する場合にのみこれを導入することができる。

第 5.11.3 条

① 非常事態を導入の必要が、人々の集団、団体または機関の行為によって生じた場合、ロシア連邦大統領は、彼らに対し違法な行為を中止するよう呼びかけ、非常事態導入の可能性について警告しなければならない。

② 非常事態は、言及された人々、政党、団体および機関がこの警告に従わず、違法な行為を継続した場合に、大統領の発した声明に掲げる猶予期間を経た後に、これを導入することができる。

第 5.11.4 条

自然災害または大規模な産業事故に関連した非常事態の導入は、被災地域の権力機関が正常に機能を維持しているときはその同意がある場合にのみ許される。

第 5.11.5 条

住民の救助のための緊急措置を要する大衆的暴力、自然災害または産業事故の状況においては、非常事態は、これを直ちにかつ予告なしに導入することができる。

第 5.11.6 条

非常事態導入に関するロシア連邦大統領令は、７２時間以内に連邦議会の承認を得えなければならない。議会は、この大統領令に定める非常措置の性格および規模を変更することができる。議会は、いつでも非常事態状況を停止することができる。

第 5.11.7 条

非常事態は、３０昼夜を越えてこれを導入することはできない。この期間の終了後は、非常事態導入に関する大統領令の効力は、議会がその効力を延期しない場合、これを停止する。議会は、必要がある場合には、１回につき３０昼夜を越えない範囲でこれを延長することがで

きる。

第 5.11.8 条

① 非常事態の導または継続については、当該の地域の住民に対して、その導入前において、あらゆる可能な手段を使ってこれを通知されなければならない。

② 全土またはその一部(地域の個々の部分;誤記があるのでは？)における非常事態の導入、継続または廃止に関する大統領のアクトは、このことに隣接諸国に直ちに通報されなければならない。

第 5.11.9 条

ロシア連邦の全土またはその一部に非常事態を導入する必要が生じた場合、大統領はこのことについて直ちに隣接諸国に通報しなければならない。

第 5.11.10 条

非常事態が導入された地域において、連邦構成主体または地方自治体の執行権力機関は、ロシア連邦大統領またはその任命する者の直接的管轄の下にこれを置くことができる。連邦構成主体の法律およびその他の地方権力の法的アクトの効力は、これを制限し、または停止することができる。

第 5.11.11 条

非常事態にある期間、連邦議会、憲法裁判所および裁判機関の権限はこれを停止しまたは制限することはできない。

第 5.11.12 条

① ロシア連邦大統領は、非常事態にある期間に特別の措置を講じ、この憲法の第 2.3.1、2.3.3(2)、2.3.6、2.3.7、2.3.8 条に定める権利および自由を除いて、人の権利および自由を一時的に制限することができる。これらの制限は、非常事態に関する大統領令のテキストに直接に表示されなければならない。

② ロシア連邦大統領は、すなわち制限されることになる権利および自由を定める国際条約のすべての締結国に対し、権利および自由に対する制限の導入およびその原因ならびに制限の廃止について、遅滞することなくこれを通告する。

第 5.11.13 条

① 非常事態にある期間に採られたあらゆる措置は、

1) 発生した事態の緊急性が要求する範囲内で実施されなければならず、

2) 非常事態の宣言されていない他の地域において、国家権力および行政諸機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由をいかなる形であれこれを制限しまたは変更をもたらすものであってはならず、

3) いかなるものであれ、もっぱら人種、膚の色、民族的帰属、性、言語、宗教、財産状態または社会的出身を根拠として個々の人々またはその集団を差別するものであってはならない。

② 非常事態の時に犯された犯罪に対する死刑判決の執行は、非常事態にある時およびその停止の後 30 昼夜以内は、これを禁止する。

第 5.11.14 条

非常事態にある期間、ロシア連邦の憲法、選挙法、裁判法の改正は禁止され、国家権力機関の選挙およびレフェレンダムはこれを行わない。

第６編　最終条項

第６－１章　憲法改正手続

第 6.1.1 条

憲法の改正は、基本法の最初のテキストに編入されている修正形式において行われる。

＜バリアント：憲法改正に関する法律は、憲法のテキストに直接改正手続を定める。＞

第 6.1.2 条

①　憲法改正の提案は、次の者がこれを行うことができる。

1）連邦議会のいずれかの院の代議員総数の５分の１以上

2）ロシア連邦大統領

3）ロシア連邦政府＜バリアント：この項を削除＞

4）議会憲法委員会

5）ロシア連邦最高裁判所

6）ロシア連邦憲法裁判所

7）いずれかの連邦構成主体の立法機関

8）100 万人以上の投票権を有するロシア連邦市民

9）投票権を有する連邦構成主体市民総数の５分の１以上

②　前項にいう市民による請願の手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 6.1.3 条

連邦議会は、前条にいう提案がなされた半年後以降に、憲法の改正に関する法律を採択することができる。この法律は、各院の代議員総数の３分の２以上の投票によってこれを採択する。憲法改正の提案がなされて後１年以内に、連邦議会が本条にいう法律を採択しない場合、提案は拒否されたものとみなされ、向う１年間はこれを再提案することができない。

第 6.1.4 条

①　憲法改正に関する法律は、連邦構成主体による批准を必要とする。この法律は、ロシア連邦大統領が各連邦構成主体にこれを送致される。連邦構成主体の代表機関は、自らこの法律を批准するか、またはその批准のためにレフェレンダムを実施する。

②　憲法改正に関する法律は、連邦構成主体の総数の３分の２以上が批准した後にロシア連邦の全土においてこれを施行する。

＜バリアント：法律は、全ロシア・レフェレンダムにおいて各連邦構成主体の３分の２以上で市民の過半数がこの法律に賛成することによって批准された後に、これを施行する。

第６－２章　憲法の施行

第 6.2.1 条

①　この憲法は、これが公布された翌日から施行される。公布は、ロシア連邦最高会議議長がロシア連邦の官報で全ロシア的なレフェレンダム、すなわち憲法の全人民的批准の結果が公式に確定された日の翌日に、これを行う。

②　この憲法が公式に施行された日は、全ロシア的な祝日とする。

③　この憲法の「移行規定」の編に定める個々の規定は、この定める期間においてその効力を有する。

第 6.2.2 条

ロシア連邦憲法の施行の日に、1978 年のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国憲法は、その後の改正および補正とともにその効力を失う。

第 6.2.3 条

ロシア連邦憲法の施行の日に効力を有しているロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の法律およびそれに基づく下位の法的アクトは、この憲法およびこれに基づいて採択されたロシア連邦の法律に抵触しない場合は、その効力を保持する。抵触の有無は、憲法裁判所またはロシア連邦最高裁判所がこれを決定する。

第６－３章　連邦の首都および国家的象徴

第 6.3.1 条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

＜バリアント:モスクワ市は、隣接する州とともに首都管区を形成する。首都管区の地位は、法律によってこれを定める。＞

第 6.3.2 条

ロシア連邦の公的な識別標識（国章および国旗）は、ロシア国家の歴史的シンボルを体現するものである。ロシア連邦の国章および国旗の図柄、その利用の手続は、法律によってこれを定める。

第 6.3.3 条

ロシア連邦の国歌は、エム・イ・グリンカ作曲、ア・ペトローフ編曲の「愛国の歌」である。

＜バリアント：ロシア連邦の国歌は、特別に募集される全ロシア的なコンクールの実施によってこれを決定する。＞

第７編　移行規定

最高会議の常任院会および特別委員会の提案を受け、今後起案する。

＜付録＞

作業にかかわった人びと＊他の資料の人的構成との対照必要か（KK５巻 256-258 頁）

・作業グループ；人民代議員１４人、専門家４人、事務局特別補佐９人

・総括責任；エリツィン、ハズブラートフ

・草案起草に参加した者；人民代議員２６人、エクスパート５人、専門家９人

・草案を送り、コメントともらった学術研究機関および学者；

国際経済政治研究所、社会学研究所、国際労働運動研究所、歴史学研究所、アメリカ・カナダ研究所（以上、ソ連科学アカデミー関係）、モスクワ法科大学

ビトルーク、ピスコーチン

・財政的・事務的保障；ロシア共和国最高会議財政・経済部、同総務部、ロシア共和国

大臣会議事務総局、同経済局、同組織部、同企画部(イノベーション)、同「アルハンゲルスコエ」施設(センター)、同自動車センター

−外国から提案等を行った者;

ブラウスタイン(米)、ラ・ペノレゴーラ(伊)、ラパチニスキー(米)